

香川県条例第13号

香川県監査委員条例の一部を改正する条例

香川県監査委員条例（昭和39年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、 第235条の2第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2第3項</u>又は地方公営企業法第27条の2第1項若しくは同法第34条において準用する <u>法第243条の2の2第3項</u>の規定により監査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。</p> <p>2 前項の監査を行うときは、監査を行う日前5日までにその期日を知事及び関係のある機関その他監査を受けるものに通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別の必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(決算審査等)</p> <p>第8条 法<u>第150条第5項</u>、第233条第2項若しくは第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項若しくは第22条第1項の規定による審査は、その付された日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。</p>	<p>(請求又は要求に基づく監査等)</p> <p>第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、 第235条の2第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2第3項</u>又は地方公営企業法第27条の2第1項若しくは同法第34条において準用する<u>法第243条の2第3項</u>の規定により監査又は検査の請求又は要求があつたときは、その日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。</p> <p>2 前項の監査又は検査を行うときは、監査又は検査を行う日前5日までにその期日を知事及び関係のある機関その他監査を受けるものに通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別の必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(決算審査等)</p> <p>第8条 法第233条第2項若しくは第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項若しくは第22条第1項の規定による審査は、その付された日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。